

※以下は、平成 27 年 9 月 12 日の成澤教授の講義の一部を書き出したものです。

文章では、成澤教授の「想い」までは十分にお伝えすることができませんので、お時間のある方は、YouTube にて公開した、先生の生の声を聴いて頂くことをお勧め致します。

⇒ <http://www.7colors.org/kenpo9/>

日 程：平成 27 年 9 月 12 日（土）、午前 10:00～11:30（うち、20～30 分は質疑応答）

内 容：「憲法と人権」

講 師：成澤 孝人（信州大学教授）

場 所：松本市第三地区公民館

国民が嫌だと言っている法案については、どこまで実際に活動できるかについては、これからですので、法案がもしできたからといって、意気消沈してしまうべきではない。

権力者の願いは、国民が忘れてくれることですからね。

終わっても続けるべきだし、続くのではないのでしょうかね。

特に憲法研究者だけではなくて、大学の研究者がこんなに全国で反対声明が出ているわけですね。今、政権は、学者の声は無視していますが、通ったからといって、運動をやめようということにはならないと思いますね。まだまだ続くと思います。

憲法というのは、国民がいて、そして政府がいる。その政府は国民が選んでいる政府なので、民主的な正当性があるはずなのですけれども、場合によってそれはあやしくなってくる。憲法を持っている国には、そういうことがありうる。国民が憲法を使って、自分たちが選んだ政権でも、それを許さないということを、どこまで言えるかどうかですよ。

あきらめてしまえば、違憲の法案がそのままできてしまう。国の性格が変わってしまう。それを国民が許してしまうことになる。これで我々が負けてしまえば、明文改憲でくる。政府の側は、憲法がじゃまなわけですから。そのじゃまな憲法を正式な手続きを取ったら、負けてしまうかもしれないので、解釈を変えて今こうとしているわけですよ。

憲法 9 条は残りますから、憲法 9 条に照らして、国民の側の運動が起こらざるを得ないので、これで負けちゃって、意気消沈してしまうと、今度は 9 条改正をやってくることになる。憲法改正になったらしょうがないかという話になって追認してしまったら、もう日本の民主主義はない、人権もなくなるのではないかと。

正式な手続きをとらないで、今進んでいる日本国の行く末はそうならざるを得ない。ある種の専制国家にならざるを得ないはず。最終的には、国民の抵抗をつぶさなくてはならなくなる。

憲法 9 条に照らして、安保法案は違憲であるという運動を続ければ、そんなことはできな

い。そういう意味で、せめぎあいが続くことになる。

憲法は静態的なものではなく、いつでも動いているものなのです。均衡しているときには、動かないように見えているのです。ついこの間までは、そのように見えていたということになる。

今日申し上げるように、日本の人権状況というのは、それほど芳しくない。今回、国民の安保法案の反対運動がこれだけ盛り上がったというのは、光にみえる。国民の人権がどんどん侵害されても、だまって見ている状況の中で、憲法違反ということが、人々にあまり届かない状況の中でぼくらは勉強してきたので、今回の安保法案に対する国民の動きというものには、全然悲観していない。

社会は変わったと思います。3.11 でやはり変わったのですよ。そういう意味では、憲法の歴史というのは、面白いのです。3.11 の後の反原発デモがあって今の若い人たちのデモがある。

<人権と国家>

国家とは一体何だというでっかい話からで申し訳ないのですが、世界は多くの国家によってできている。国家はときに暴走するのですよ。現代の中国、北朝鮮をみていけば。安保法案に賛成する人は、中国、北朝鮮が怖いという話で賛成してしまっているが、やはり、もう少し冷静に考えるべき。あの国には人権がないことは間違いない。

あの国の民衆もかわいそう。つまり、戦前の日本のようだと思えばいいのではないのでしょうか。気づいている人はたくさんいるが、言ったらつかまってしまうので、言えない。その中で政権が維持されていること。そういった政権が攻めてくるという選択をするのは、どうときかということは、考えなくてはいけない。にっちもさっちもいなくなったら、そうすると思います。

大日本帝国を考えれば、どうして無謀な戦争に突き進んだのかということ、無謀だということが分からなかった。分かっていた人はいると思いますが、止められなかった。

そういう状況にならない限り、権力者は、自分の権力が一番大事なわけですから、そう簡単に日本に手を出して、自分の権力が危うくなるようなことはしません。

そうすると得になる、あるいはにっちもさっちもいかないという場合になって攻めてくるということはあるかもしれないですね。そのときには大戦争ということになるでしょう。

そういう状況にしないということはどう考えるべきかですね。

国家が暴走することをどう避けるか。大日本帝国でもそうだし、アメリカのイラク戦争もそう。民主主義国家であっても、ときには暴走してしまう。

国家の役割ですが、僕は国家は必要だと思っている。国家がなかったら、力による支配、無秩序、内戦が起こることは間違いない。しかし、国家に全面的に従わなければならないかということ、それは北朝鮮、中国と同じになってしまう。ああいうのは、開発独裁という。つまり、国民には言うことを聞け、そのかわりにいいことをしてあげるから。人権はないけ

れども、国家に忠誠を誓いなさい。そのかわりにバックしてあげますよ、ということ。

国家が必要なのではなくて、どんな国家が必要かということが大事。

軍事独裁政権、一党独裁政権、開発独裁政権は、著しい不正義が行われ、権力に群がるずるい人達が利益を得ることになる。そういう国家だったら、必要ないでしょう。

国家は善いものでなくては、意味がない。人間は弱いので、権力を持つと、必ず自分にとって有利なことをしてしまう。

権力は大事だが、それが自分を利するために使わないようにする仕組み、国家の仕組みを考えるのが、立憲主義の目的。

民主主義も同じで、多数者が暴走してしまうことがある。暴走してしまうと、将来の国民や様々なところに害悪を与えてしまう。多数者の暴走を止める仕組みが憲法。

国家は、特定の人や団体のものではなく、国民全体のもの。国家は国民全体の利益のために使われるべき。

国民とは誰か？ 在日の人達の問題については、僕の見解は、日本国民と同じように扱うべき。

なぜなら、彼らは国籍を持っていたから。在日朝鮮人、韓国人は、戦前に植民地支配の中で日本に連れてこられた方の末裔。彼らは戦時中、日本国籍を持っていた。それをサンフランシスコ条約後、一方的に法律によらずに通達で国籍を奪った。こんな不正義は許されるべきではないと思う。その後は、外国人登録法によって管理をした。彼らに帰化しろと僕は言えない。このままの状況で国民に準じて扱うべき。

選挙権を認めても違憲ではないと思うが、それは少数説。多数説は、地方選挙においては、認めても良いというもの。

国民主権は、多数決でものごとを決定していくことなのか？

通常政治においては、多数決で決まるしかない。しかし、現在の多数にすぎないので、多数決が絶対とはいえない。人権を侵害する多数決は、人権の方が優先されなければならない。選挙のことを国民主権だという人がいますが、間違っていないが、国民主権というのは、憲法改定権力のこと。僕が怒っているのは、それが奪われようとしているから。

9条を変えたら、仕方がないのかという質問がシンポジウムであったが、国民が一年ぐらい議論をして、9条2項を変えなくてはいけない結論に至れば仕方がない。

まちのいろんなところで議論が起こり、最終的に議論して、国民投票すれば変えても仕方ないと思っているが、そういう議論が起こるとき、9条2項を捨てようとするような愚かな結論にはしないとされている。

国民主権とは、憲法制定権力です。国民全員に対して平等に人権を保障するのが、国家の目的です。大事な考えは、フェアネス。形式だけではなく、実質のもの。特定の人が得をするのでは、いけない。国に所属する全員に平等にもたらされるべき。難しいが、国民も、国家も努力するべき。憲法という形で、目標が示されていることが大事。憲法は国民全体のための仕組みだが、動かすためには、国民の理想に向かって努力する意識がないとうまくいかない。

国家の目的は人権保障。もちろん平和は人権に関係があるからこそ大事。日本国憲法のすぐいところは、平和は人権に密接に関係すると70年の歴史で示し続けている事。

<人権を保障する憲法の仕組み>

憲法の仕組みは、人権保障と、権力分立。これがない国は、憲法と呼ばないといわれています。

フランス人権宣言16条でいわれている。日本でどれだけ共有されているかは、疑問がないわけではないが、もうそろそろ共有されるでしょう。

97条で人権の大事さを述べた後に、98条の最高法規になるわけです。14条~40条が人権のカタログと言います。13条の個人の尊重、個人の生命、自由、幸福追求権は、人権の核です。13条がカタログになって表れたと思ってください。

人権と法律が矛盾したときは、人権の方が優先する。これが憲法を持つ国家の重要なところ。法律であっても、決して憲法に違反してはならない。

人権のカタログに載っていない権利は、保障されないのかというと、13条の幸福追求権は、包括的基本権と言われていて、カタログに載ってなくても、多くの個人が幸福を追求して生きていくために必要だと考え、社会で承認されるように至った権利は、裁判所で人権だと認められると考えられています。これは、新しい人権。

最高法規を担保するために、81条の違憲審査権があります。さらに、実は国会の最高機関性もそのためにあるはず。

つまり、国会は憲法に反する法律を制定してはならないはず。そういう形で人権を保障するという。あまり強調されてきませんが、大事な原理。憲法に違反する法律は作らせないというのが、国会の本来の権利であり、責任です。

憲法の名宛人は、天皇又は摂関及び国务大臣、国会議員、裁判官その他の公務員です。この中に、国民が入っていないのは、当たり前。国民は、憲法を名宛人に守らせる役目。国民が守らなければいけないわけではない。憲法は、国民の利益のためにある仕組み。

そのために、権力者が守らなくてはならない規範。

国民は自由なので、憲法を守らせない自由もある。しかし、それでは、社会が憲法を捨てることになる。そうすると、人権が守られる国からは逸脱していくことになる。

国民が憲法を守らせるということを強制してはいけませんが、教育はしていかななくては、いけない。学校では、憲法は大事ですよと教えなくては、民主主義は再生産できない。

立憲主義と民主主義とは、弱々しい原理で、市民が自分たちの運動を自分たちの意識でもって権力者に憲法を守らせなくてはならない。その仕組みとして、裁判所、国会議員、選挙などがある。

人権については、日本社会は変わってきたと思うが、民主主義については、まだまだなんだと思う。最終的には、そちらを変えて行かないと、人権を守る国家というプロジェクトはうまくいかないでしょう。

<9条と人権>

大日本帝国憲法は、人権がなかった。天皇主権。臣民の権利に対しては、「法律の留保」があり、つまり法律で決めれば、臣民の権利は制限していいよというもの。

よって、治安維持法や国家総動員法ができてしまったら、止まらない。

9条は、軍事国家の仕組みを壊した。軍事独裁国家は、人権を保障する国家の正反対である。戦後から選挙で決定する仕組みを行っているのは、アジアでは、日本だけ。日本だけがなぜ、民主主義でこれたのか。それは9条のおかげ。9条が軍事的なものから、正当性をはく奪したわけですね。70年たったからよいのではないかというのが、向こうの理論ですが、そう言える段階かなというのがあります。

戦後責任をとってから、憲法改正という筋があった。民主党はそちらを志向した。

実は、9条というのは、戦争責任の取り方だった。9条を変えるには、国際社会的には、戦争責任の清算が必要です。

<人権の総論>

人権は、人の権利。13条は、個人として尊重される権利。個人とは英語で individual。Divide（分割）できない社会の最小単位。

80年代の日本においては、重要な問題だった。日本の経済発展を支えた会社は、個人の自由をずいぶん犠牲にして成り立っていたといわれました。当時の会社は、そのかわりに、終身雇用、年功序列という仕組みでやってきた。今はそれもなくなり、しかも非正規雇用が沢山増えてきている状況です。

日本の人権は、集団主義ではないかという問題があった。会社、労働組合もそう。僕は、新自由主義の中で、ばらばらな個人が出てきたと思っている。それは、人権ということに関して、コンセンサスにつながっている。逆に言えば、格差につながっている。

これから、これらをもう一度構築しなおしていくという作業が待っている。

天皇に人権はない。これを学生に言うと、かわいそうだっていう人がいるのですが、天皇は、国民主権の主体ではない。身分制度の残滓。人権がほしければ、天皇をやめるしかない。

女性の人権、障害者の人権といった集団としての人権はない。個人を人権の単位とすると、「女性」という個人はいないから。人権という概念と憲法上の権利を区別しないとイケない。

外国人の人権はある。人権は人の権利で、国民の権利ではないので、外国人としての集団としての権利はないが、外国人は、日本で人権を主張して認められる。ただ、マクリーン事件というのがあって、ベトナム反戦の運動に参加したことで、在留許可の延長の時に拒否されてしまうことがあった。

プロフェッションの憲法上の権利

大学教師の学問の自由のように、職業倫理に基づいて活動することが社会全体の利益になる。よって憲法上の保障をする必要があるという考え方が最近でてきている。

プライバシー権を追加するための憲法改正の議論には、のってはいけない。

為にする議論であるから。

憲法を変えなくても、プライバシー権は最高裁でほぼ保障されている。

人権は広がりを持っている。人権を追加するために憲法を改正するのではなく、自由がないという考え方になる。

そうではなく、13条の中にいろいろな人権が可能性として開かれている。明文改正する必要はない。